

# 一般競争入札における1者応札の取扱いの変更について

令和5年 3月 6日  
茨城県企業局

建設工事の一般競争入札における1者応札の取扱いについて、円滑な事業進捗を図るため、茨城県企業局発注工事においては下記のとおりとし、**令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用**することとしましたので、お知らせします。

## 記

### ○一般競争入札における1者応札の取扱いについて

応札可能業者が県内本店業者のみの場合で、かつ応札可能業者が30者以上であるときは、業種にかかわらず、1者応札を有効として取り扱う。

※応札可能業者に県外本店業者が含まれる場合は、応札可能業者数及び業種にかかわらず、1者応札は有効（従前どおり）。

変更後	変更前
1 応札可能業者が県内本店業者のみの場合 (1) _____ 応札可能業者が30者以上の場合 ・1者応札は有効。 (2) 上記(1)以外の場合 ・1者応札を無効とし取りやめ。 ・再度公告の1者応札は有効。	1 応札可能業者が県内本店業者のみの場合 (1) 格付5業種(※)以外の専門工事であつて、かつ応札可能業者が30者以上の場合 ・1者応札は有効。 (2) 上記(1)以外の場合 ・1者応札を無効とし取りやめ。 ・再度公告の1者応札は有効。
2 応札可能業者に県外本店業者が含まれる場合 ・1者応札は有効。	2 応札可能業者に県外本店業者が含まれる場合 ・1者応札は有効。

※土木一式、建築一式、電気、管、舗装

### 【留意事項】

- ・低入札価格調査及び最低制限価格により失格となった入札者及び予定価格超過の入札者については、入札参加として取り扱いません。
- ・入札を辞退した者やとりおり等により入札が無効となった者については、入札参加として取り扱いません。
- ・特定JV対象工事において、構成員になり得る業者に県外本店業者が含まれる参加資格要件を設定した場合は、1者応札を有効として取り扱います。
- ・個別案件ごとの1者応札の取扱いについては、入札公告を確認願います。
- ・なお、1者応札については、原因等の検証のため、入札監視委員会の審議対象となります。